

同性カップルは「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に当たるか

【文献種別】 判決／札幌地方裁判所

【裁判年月日】 令和5年9月11日

【事件番号】 令和3年（ワ）第1175号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 国家賠償法1条1項、北海道職員の給与に関する条例9条、地方公務員等共済組合法2条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573070

京都産業大学教授 渡邊泰彦

事実の概要

北海道の職員である女性Xは、平成30年に女性パートナーAと知り合い、札幌市パートナーシップ宣誓制度の宣誓をし、寝食を共にしている。また、同年に、パートナーシップ契約（同性婚契約）を締結した。平成31年にXとAは、共同名義でマンションを購入し、入居者名簿のAの欄に「同性パートナー、主婦」と記載し、同マンションの所在地を本籍地とする届出を行った。

X名義のクレジットカードにつきA用の家族カードを作成し、Xが契約する携帯電話でAを家族割引の対象とし、Xの生命保険契約で死亡保険金の受取人をAとした。Xは、世帯主として、Aの平成30年度、令和元年度分の国民健康保険料を支払った。

北海道職員の給与に関する条例及び地方公務員等共済組合法において、配偶者には婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む旨の規定があり、Xの同性パートナーAがこれに該当するとして、次の届出をした。

1 寒冷地手当、扶養手当について

Xは、まず平成30年7月19日に、「届出の理由」欄に「札幌市のパートナーシップ宣誓制度を利用。同性パートナーとの同居を開始したため。」と記載し、「変更後の世帯区分」欄を「世帯主（扶養親族あり）」に変更して、寒冷地手当に係る世帯等の区分の変更の届出を行った。その後、扶養手当に係る扶養親族の届出も行った。

Y₁（北海道）の総務部人事局職員事務課は、平成30年11月に、本件寒冷地手当に係る届出及び本件扶養手当に係る届出について、原告と同性であるAは給与条例9条2項1号の「配偶者」に当たらず、原告の扶養親族と認定することができないと判断した。

Xは、平成31年4月に、Xは、「届出の理由」欄に「同性パートナーとパートナーシップ契約（同性婚契約）書を交わし同居を開始、共同名義の自宅に転居するため」と記載して、Aを扶養親族とする扶養手当に係る届出を再度行うとともに、「届出の理由」欄に「同性パートナーと同居を開始、共同名義の自宅に転居する」と記載し「変更後の世帯区分」欄を「世帯主（扶養親族あり）」に変更して、寒冷地手当に係る世帯等の区分の変更の届出を再度行った。これら再度の届出も、同様の理由で認められなかった。

2 共済組合について

Xは、平成30年7月20日にAを被扶養者とする届出等を行った。Y₂（共済組合の北海道支部）は、Xと同性であるAは共済組合法2条1項2号イの「配偶者」に当たらず、Xの被扶養者と認定することができないと判断し、被扶養者の認定をすることができない旨をXに回答した。

3 本件訴えの提起

Xは、各届出に係る扶養親族又は被扶養者の認定を不可としたことはいずれも違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告Y₁（北海道）、被告Y₂（共済組合）に対して、損害金及

び遅延損害金の支払を求めた。

判決の要旨

棄却。

「給与条例や共済組合法は、『配偶者』、『婚姻関係』等について別段の定めを置いていないことから、これらの規定は一般法である民法上の婚姻に関する概念を前提として定められているものと考えられるところ、民法上の婚姻に関する概念を前提とすると、本件各規定は、法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出をしていない者を、『配偶者』と同視し得る者として『扶養親族』ないし『被扶養者』に該当することとするものであって、すなわち、婚姻の届出をできる関係であることが前提となっていると解するのが自然である。

そして、現行の民法において定められている『婚姻』は異性間に限られると解されるところ、給与条例や共済組合法において、民法とは異なって同性間の関係を含むとする明確な規定は見当たらない。

そうすると、本件各規定における『事実上婚姻関係と同様の事情にある者』には、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係は含まれないと解することは、現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈といえることができる。」

「本件各規定は、原告主張のような『内縁関係』を要件とするものではなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を『配偶者』と同視し得る者として『扶養親族』ないし『被扶養者』に該当することとするものであって、前述のとおり、本件各規定における『事実上婚姻関係と同様の事情にある者』に同性間の関係も含まれないと解するのが現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈であり、また、扶養手当の支給及び寒冷地手当の増額支給の目的や、共済組合法の被扶養者に適切な給付を保障する趣旨等が、同性間の関係であっても当てはまる場合があるとしても、扶養手当の支給や寒冷地手当の増額支給が公的財源によって賄われ、また、共済組合法の各種給付も同様に公的財源を基盤としていること（共済組合法 113 条、113 条の 2）からすると、婚姻制度や同性間の関係に対する権

利保障の在り方等について様々な議論がされている状況であることや、一部の地方公共団体において、本件各規定と同様の規定ぶりであっても同性間の関係を含み得るとして、柔軟な解釈や運用を試みる例があることを踏まえても、本件各規定における『事実上婚姻関係と同様の事情にある者』に同性間の関係を含むと解釈しなければならないという職務上の注意義務を個別の公務員に課することはできないというべきである。」

判例の解説

一 本判決の概要

本判決は、同性カップルが地方公務員の手当、共済組合における被扶養者認定において「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に含まれないと判断した。その理由として、次の 2 つの考え方を示している。

1 つは、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは民法上婚姻の届出をすることができるカップルのみを対象とし、同性カップルは、そもそも含まれないという考え方である。本判決は、これを「現行民法の定める婚姻法秩序と整合する一般的な解釈」とする。

もう 1 つの考え方は、共済組合法の趣旨などから本件各規定における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性間の関係を含むとの解釈は可能だが、職務上の注意義務として個別の公務員に課することはできないという考え方である。義務とはならない理由として、給付が公的財源を基盤とすること、同性婚について議論があることがあげられている。

本稿では、同性カップルの法的保護について裁判例を概観し（二）、本判決が示した理由の理論的枠組（三）が比較法的観点から妥当であるのか（四、五）を検討する。

二 これまでの裁判例

1 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律について、名古屋地判令 2・6・4（判時 2465 = 2466 号 13 頁、判タ 1482 号 131 頁、LEX/DB25566413）¹⁾ とその控訴審である名古屋高判令 4・8・26（判タ 1506 号 48 頁、LEX/DB25572344）²⁾ は、同性カップルが「事実上婚

姻関係と同様の事情にあった者」に含まれないとしていた。名古屋高判は、「婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であり、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係も含まれ得るとすることは、条文の解釈から逸脱するものといわざるを得ない。」と述べていた。そして、DV防止法において同性カップルが、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（同1条3項）には含まれないが、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）」（同28条の2）に含まれることを指摘する。

2 内縁

同性カップルを内縁として保護できるかについて、不当破棄を理由とする慰謝料請求の事案において、東京高判令2・3・4（判時2473号47頁、家判34号69頁、LEX/DB25570944）は、「男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったということが出来る」と判断した。

しかし、本判決は、本件各規定が「内縁関係」を要件としていないとして、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは区別している。

三 比較の枠組

1 枠組①（本判決）

本判決は、民法上婚姻の届出ができる異性カップルと、届出ができない同性カップルという区別をもとにする（以下、枠組①とする）。そして、「婚姻の届出ができる」という上位概念の下に、実際に「婚姻している者」と、婚姻せずに「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」がある。これに対して、「民法上婚姻の届出ができない者」である同性カップルが「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に含まれることはない。

しかし、婚姻の届出ができるか否かによる区別を貫徹するならば、近親婚に該当する叔父・姪間の内縁の事案で「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当するとして遺族年金の支給を認められた最判平19・3・8（民集61巻2号518頁）と矛盾する。

2 枠組②

上記とは別に、「婚姻しているカップル」と「婚姻していないカップル」という区別から出発する分類が考えられる（以下、枠組②とする）。「婚姻しているカップル」に含まれるのは、2023年現在の日本において異性カップルのみである。「婚姻していないカップル」には異性カップルと同性カップルの双方が含まれる。そして、「婚姻していないカップル」という上位概念の下で、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」と「そのような事情にはない者」に分類される。

同性カップルによる内縁を認めた前記東京高判令2・3・4は、「婚姻しているカップル」と「婚姻していないカップル＝内縁」という区分から、「婚姻していないカップル＝内縁」における異性カップルと同性カップルを等しく扱ったと考えられる。

四 性的指向による差別

上記の枠組②を採用する実際例として、ヨーロッパ人権裁判所2003年7月24日判決（カルナー対オーストリア事件）³⁾をとりあげる。

同事件では、オーストリア賃借権法（Mietrechtsgesetz）14条3項が賃借人が死亡したときに住居の賃借権を承継する権利を有する者として生存配偶者ととも掲げる生活伴侶（der Lebensgefährte）に同性パートナーが含まれるかが問題となった。ここでいう生活伴侶とは、「賃借人である当事者とその死亡まで最低3年間にわたり、その住居において経済的観点で婚姻と同様の家政共同体で生活してきた者」を指す。本件で札幌地判が明確に考慮外におく内縁と類似するようにみえるが、「経済的観点で婚姻と同様の家政共同体」と定義される生活伴侶は、日本法の「事実上婚姻関係と同様の事情」と比較することができる。

ヨーロッパ人権裁判所2003年7月24日判決は、「婚姻していないカップル」として異性カップルと同性カップルの間の差異が正当化されるかを検討した。そして、生活伴侶に同性カップルを含まないことが次のような理由からヨーロッパ人権条約8条（私生活及び家族生活の尊重を受ける権利）との関連における14条（差別の禁止）に違反すると判断した。

「差異ある処遇が差別となるのは、客観的かつ合理的な正当性がない場合、すなわち、正当な目

的が追求されていないか、用いられる手段と達成すべき目的に比例した合理的関係性がない場合である。更に、性のみに基づく差異ある処遇には非常に重大な理由（very weighty reason）が示されねばならず、同様に性的指向にもとづく差異には特に深刻な理由（particularly serious reasons）が必要とされる。」⁴⁾

このように、上記枠組②に基づいて、「事実上婚姻関係と同様の事情」に異性カップルだけではなく同性カップルも含め、両者の差異について検討することが差別禁止の観点から必要であることを示している。

五 パートナーシップ宣誓制度による措置

本判決では、一部の地方公共団体において同性カップルを含める柔軟な運用がなされている点⁵⁾を指摘し、このような運用を否定してはいない。これらの都県では、パートナーシップ宣誓制度を導入し、その利用者にも扶養手当を支給するように条例を改正⁶⁾、解釈している。

東京都の職員の給与に関する条例 10 条 2 項 1 号を例にすると、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）とパートナーシップの相手方とを並列して区別する。枠組①（前記三 1）を前提として、パートナーシップ宣誓制度を利用する同性カップルについて条例により特例を設ける考え方である⁷⁾。

問題は、異性カップルであれば婚姻届を提出していれば当然に、提出していなくても「事実上婚姻関係と同様の事情」にあれば手当等が認められるのに対して、同性カップルはパートナーシップ制度を利用しなければ手当等が認められず、それも一部の地方公共団体に限られるという差異にある。そして、この差異を正当化する理由が存在するかが本件の中心的な問いである。

なお、2023 年 9 月 29 日に同性パートナーがいる県職員に扶養手当を給付できるとする運用をすることを通知した鳥根県では、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当すると確認できれば支給するとしているとの報道がある⁸⁾。

六 おわりに

「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に関して問われるのは、本判決とは異なり、婚姻していない異性カップルと同性

カップルの間の差異が正当化されるかである。そして、同性カップルを本件各規定で排除する理由を積極的に述べる必要がある。公的財源によって賄われる、または公的財源を基盤とすることは、本件給付などにおける異性カップルと同性カップルの区別的扱いに着目した場合に、この区別的扱いを積極的に正当化する理由とはならない。

このような枠組で検討すると「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性カップルを含む解釈は、性的指向に基づく差別の禁止、平等の観点から義務づけられている。

●—注

- 1) 評釈として、渡邊泰彦「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）28 号（2021 年）125 頁、藤原孝洋＝古田隆「判批」判例自治 474 号（2021 年）4 頁。
- 2) 評釈として、田代亜紀「判批」重判令和 4 年度（ジュリ臨増 1583 号）（2023 年）14 頁、野口健格「判批」法セ 816 号（2022 年）128 頁。
- 3) Karner v. Austria, no.40016/98. 同判決の紹介として、谷口洋幸『性的マイノリティと国際人権法』（日本加除出版、2022 年）284 頁以下、齊藤笑美子「同性パートナーの居住権：カルナー対オーストリア事件」谷口洋幸＝齊藤笑美子＝大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』（信山社、2011 年）154 頁以下、渡邊泰彦「ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護」東北学院 63 号（2004 年）12 頁以下がある。
- 4) 訳は、谷口・前掲注 3）286 頁以下による。
- 5) 新聞報道によると、2023 年 9 月上旬において、同性パートナーのいる職員への扶養手当を支給するのは 11 都県にとどまる。朝日新聞デジタル 2023 年 9 月 9 日「同性パートナーがいる職員への扶養手当 47 都道府県で分かれる対応」<https://www.asahi.com/articles/ASR98730DR96IIE00L.html>（2023 年 11 月 6 日閲覧）。
- 6) 例えば、東京都の職員の給与に関する条例 10 条 2 項 1 号は、パートナーシップ宣誓制度などの証明を受けた「パートナーシップ関係の相手方」を扶養親族とする。
- 7) 本判決で問題となった共済組合法における被扶養者認定に条例又は要綱によるパートナーシップ宣誓制度が影響を及ぼすことはできない。
- 8) 朝日新聞デジタル 2023 年 10 月 5 日「同性カップル職員への扶養手当、鳥根が支給へ 訴訟の北海道は不支給」<https://www.asahi.com/articles/ASRB46RMRB3IIE00L.html>（2023 年 11 月 6 日閲覧）。

* 本研究は JSPS 科研費 23K01220 の支援を受けたものです。